

制限付一般競争入札公告

入札公告第188号

令和7年10月16日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）第145条の規定により公告する。

十日町市長 関口 芳史

- | | |
|------------|--|
| 1 売却番号 | 第6号 |
| 2 売却物品名 | 清掃車（バキュームダンパー車）（長岡88さ7711） |
| 3 物品引取期限 | 令和7年11月28日（金）まで |
| 4 最低売却価格 | 408,620円（税抜）（「十日町市入札執行等事務処理要領（平成17年十日町市訓令第47号）」第9条のただし書により、事前公表） |
| 5 入札参加申込 | |
| (1) 提出期間 | 令和7年10月17日（金）午前9時から令和7年10月23日（木）午後4時まで。申請書の提出は市役所財政課へ持込または郵送（必着）とすること。 |
| (2) 提出書類 | ①制限付一般競争入札参加申請書
②市税納税証明書（様式第50の2）
公告日以降の日で市税の未納がないことが証明できるもの（写し可）。
ただし、令和6・7年度入札参加資格者（名簿登録者）は不要とする。
③暴力団等の排除に関する誓約書
ただし、令和6・7年度入札参加資格者（名簿登録者）は不要とする。 |
| (3) 確認結果 | 各申請者に電子メールにより通知する。 |
| 6 物品公開・説明会 | 令和7年10月22日（水）午前9時00分から午後4時00分まで
会場：十日町市環境衛生課（参加希望者は前日までに環境衛生課に連絡すること。連絡先：025-752-3924）
説明会に参加せずに入札に参加する場合も、説明会における説明事項について了知しているものとみなす。 |
| 7 質問期間・方法 | 令和7年10月23日（木）午後4時までに、所定の「質問回答書」の様式を用いて、電子メールで keiyaku-zaisei@city.tokamachi.lg.jp へ提出すること。 |
| 8 入札受付期間 | ・令和7年10月27日（月）午前9時から令和7年10月29日（水）午後4時までに、一般書留または簡易書留による方法で入札書を十日町市役所（財政課契約検査係）へ郵送により提出（必着）とすること。
・一般書留または簡易書留による方法以外で提出された入札書、入札受付期間以外の日に提出された入札書は無効とする。
・郵送による入札の方法は「郵便入札心得」を熟読し、遵守すること。
郵便入札心得文面の「入札通知」を「入札公告」に、「入札通知書」を「入札公告文書」に読み替えること。 |
| 9 開札日時 | 令和7年10月30日（木）午後2時以降 |
| 10 開札場所 | 保健センター1階 会議室A |
| 11 入札保証金 | 免除 |
| 12 契約保証金 | 免除 |
| 13 入札内訳書 | 要 ※内訳書は任意様式で可。 |

- 14 入札回数 1回を限度とする。
- 15 入札参加条件
- ・十日町市内在住の個人及び十日町市内に本社又は営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び第2項各号に該当する行為を過去3年以内に行っていない者であること。
 - ・十日町市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年4月1日訓令第45号）及び十日町市物品等調達業者指名停止措置要領（令和元年12月24日告示第135号）に基づく指名停止の措置を受けていない者。
 - ・自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これと同等の責任を有するものを含む。）が十日町市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- 16 無効入札 入札参加条件を満たしていない者及び入札に参加する資格のない者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 17 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は入札参加業者に通知する。
- 18 入札の辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は入札辞退届を提出すること。
- 19 その他
- ・入札参加条件に合致しない場合は10月24日（金）午後5時までに通知する。
 - ・物品の引渡しは、代金納入と所有権移転登録手続終了後、当市保管場所にて行う。また、物件引渡しに要する全ての経費（車両の所有権移転登録手数料等）は落札者の負担とする。
 - ・譲渡を受けた者は、譲渡後1年間、譲渡物品を第三者に譲渡してはならない。また、譲渡物品は、譲渡後1年間、十日町市内での使用（貸与による第三者の使用を含む）に供さなければならず、譲渡後1年が経過したときは、速やかにその履行状況を別紙により報告しなければならない。ただし、使用にあたり修繕に多額の費用がかかり、使用することが不利と認められたときは、この限りではない。
 - ・別紙郵便入札心得を遵守のうえ、参加すること。
- 20 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。